

(案)

令和7年度 県庁内各所属におけるオープンデータ公開等推進業務 委託契約書

沖縄県知事 玉城康裕（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、令和7年度 県庁内各所属におけるオープンデータ公開等推進業務（以下「委託業務」という。）について、次のとおり委託契約を締結する。

(目的)

第1条 本契約は、委託業務の遂行に当たり、必要な事項を定めるものとする。

(委託業務の遂行)

第2条 乙は、甲の指示に従い、本契約書及び別紙1「令和7年度 県庁内各所属におけるオープンデータ公開等推進業務 業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づき、関係法令等を遵守して委託業務を実施しなければならない。

2 オープンデータの推進の観点から、成果品の仕様及び納入方法として機械判読可能な電子データによることを仕様書において可能な限り定めるものとし、甲及び乙は、仕様書において、成果品毎に具体的なデータ形式その他の仕様及び納入方法を明示的に定め、乙は当該仕様及び納入方法を遵守するものとする。

3 第1項の仕様書に定めのない事項については、甲乙協議して処理するものとする。

(実施計画書)

第3条 乙は、仕様書に基づき、様式第1号により次に掲げる内容を含む業務実施計画書を契約締結の日から10日以内に甲に提出しなければならない。

- (1) 業務内容
- (2) 業務実施方法
- (3) 業務実施体制
- (4) 業務工程（実施スケジュール）

2 乙は、実施計画書に基づいて委託業務を実施しなければならない。

(委託業務の期間)

第4条 乙は、契約締結の日から令和8年3月31日までに委託業務を完了しなければならない。

(委託料)

第5条 委託料は、金〇〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税額〇〇〇〇円）の範囲内とする。
なお、「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額中課税額に110分の10を乗じて得た額である。

(契約保証金)

第6条 乙は、この契約の締結と同時に、業務委託料の100分の10を乗じて得た額を納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の規定に該当する場合は、この限りではない。

(委託料の経費内訳)

第7条 委託料の経費内訳は、別紙2「令和7年度 県庁内各所属におけるオープンデータ公開等推進業務 経費区分表」のとおりとする。

(実施計画書の内容変更等)

第8条 乙は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ様式第2号による申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 委託費の経費区分毎に配分された金額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の2割以内の流用増減を除く。
- (2) 実施計画書の内容を変更しようとするとき。ただし、軽微な変更を除く。

2 甲は、前項に定める事項を承認するときは、条件を付すことができる。

(状況報告)

第9条 乙は、委託業務の状況について、甲が報告を求めたときは、様式第3号により、甲に速やかに報告しなければならない。

(実績報告書等の提出及び検査)

第10条 乙は、委託業務が完了して10日を経過した日又は委託業務の期間の末日のいずれか早い日までに、様式第4号による委託業務実績報告書に以下の書類等を添えて甲に提出しなければならない。

- (1) 経費区分毎に支出済額の明細が確認できる書類
- (2) 人件費に係る業務日誌、領収書の写し等委託業務で支出した経費を証明する書類。ただし、人件費については、予め業務を受託する際の1時間当たりの単価を規程等に定めている場合において、当該単価を用いた計算書類等を業務日誌に加えることで、本文書類の提出に代えることができる。
- (3) 委託業務の実施や管理状況が確認できる書類、写真等
- (4) その他、甲が必要に応じて求める書類

2 甲は、前項に定める委託業務実績報告書の提出を受けたときは、速やかに委託業務完了の確認、本契約の内容に適合するものであるかどうか検査を行うものとする。

3 乙は、前項の結果不合格となり、甲から期限を指定して補正を命じられたときは、自己の負担で指定期限内に補正して、改めて甲の確認、検査を受けなければならない。

(委託料の額の確定)

第11条 甲は、前条に規定する検査の結果が、本契約の内容に適合すると認めたときは、検査の結果得られた額と第5条に規定する委託料とのいずれか低い額を確定額とし、乙に対して通知するものとする。

(委託料の支払)

第12条 甲は、前条の規定により委託料が確定した後、乙からの精算払請求書を受理した日から30日以内にその支払を行うものとする。

(過払金の返還)

第13条 甲は、第11条の規定により、委託料の額を確定した場合において、既にその額を超える委託料が支払われているときは、乙に期限を定めてその返還を命じるものとする。

2 甲は、乙が前項に規定する返還を甲の指定する期限内に納付しない場合は、未納に係る金額に対し、その未納に係る期間に応じて年利2.5パーセントの割合で計算した金額を加算する

ことができるものとする。

(事業成果の報告)

第 14 条 乙は、委託業務が完了した日から 10 日以内に、事業成果の報告を甲に提出するものとする。

2 事業成果の内容は、乙が委託業務の実施で得られた成果の詳細、事業目的に照らした達成状況及び事業成果の公表に係る情報並びにその他の技術情報とする。

3 甲は、事業成果の報告に関して必要があると認めるときは、更に詳細な説明を乙に求めることができるものとする。

(電子データでの成果品)

第 15 条 成果品に電子データが含まれる場合、仕様書に別の定めがない限り、特定のアプリケーションに依存せずできるだけ多くのアプリケーションで利用できるデータ形式（以下「汎用ファイルフォーマット」という。）を利用する。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 前項において、業務処理の都合上、システム等への組み込みで成果品を納入する場合、甲がシステム等より、電子データを汎用ファイルフォーマットにてエクスポートできるようにしなければならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(再委託の禁止)

第 16 条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 乙は、甲が仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

3 乙は、本契約の企画提案応募申請者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。

4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、10 日前までに様式第 5 号による再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による甲の承認を受けなければならない。ただし、甲が仕様書で示した「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

5 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負寄せた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

6 乙が第 1 項から第 4 項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負寄せた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(契約内容の変更等)

第 17 条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容の一部を変更し、又はその全部若しくは一部を一時的に中止することができる。この場合において、委託料の額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(委託業務の中止)

第 18 条 乙は、天変地異その他やむを得ない事由により委託業務の遂行が困難となったときは、速やかに委託業務の中止（廃止）を書面により甲に申し出て、甲と協議の上、契約を解除する

ことができるものとする。

- 2 前項の規定により契約を解除したときは、第 11 条の規定により委託料の精算をするものとする。

(契約の解除)

第 19 条 甲は、次に掲げるいずれかの事由が生じたときは、何らの催告を要せず、いつでもこの契約を解除し、また、既に支払った委託料がある場合は、その全部又は一部の返還を乙に請求することができる。

- (1) 乙がこの契約条項に反した場合。
- (2) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、完了期限までに委託業務を完了しないとき又は完了期限までに委託業務を完了する見込みがないと甲が認めたとき。
- (3) 乙が正当な事由なく解約を申し出たとき。
- (4) 乙又はその使用人等が、本契約の履行に関し、不正を行ったとき。
- (5) 乙が次の各要件の一に該当すると認められるとき。

ア 法人等の(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。))の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

イ 役員等が、暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者であるとき。

ウ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

- (6) 前各号に定めるもののほか、乙が本契約の規定に違反したとき。

- 2 甲は、前項の規定による契約解除の場合には、違約金として契約保証金を取得できる。ただし、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項の規定に基づき、契約保証金が免除されている場合は、契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を、違約金として乙に請求するものとする。

- 3 甲は、第 1 項又は第 2 項の規定により契約を解除した場合に生じた損害が、前項の違約金の額を超えるときは、その不足分を乙に請求することができる。

(下請負契約等に関する契約解除)

第 20 条 乙は、本契約に関する下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。))及び再受任者(再委託以降の全ての受任者を含む。))並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)が、排除対象者(前条第 1 項第 5 号アからカに該当する者をいう。以下同じ。)であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契

約を解除することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

第 21 条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(解除後の実績報告書の提出について)

第 22 条 甲が、第 19 条又は第 20 条の規定により、この契約を解除した場合、乙は、解除後 15 日以内に委託業務実績報告書を甲に提出しなければならない。

2 第 11 条の規定は、契約解除した場合の委託料の確定について準用する。

(契約の解除による委託料及び成果品の処理)

第 23 条 甲が第 19 条又は第 20 条の定めにより契約を解除した場合の委託料の処理は、次に掲げる方法によって行うものとする。

- (1) 委託料が既に支払われているときは、乙は支払われた委託料のうち甲が認める正当な既履行部分に相当する額を除きこれを甲に返還する。
- (2) 委託料が支払われていないときは、甲は委託業務のうち甲が認める正当な既履行部分に相当する額を乙に支払う。
- (3) 解除時点で納入済みの成果品については、当該成果品の所有権、著作権及び著作者人格権については第 27 条の規定に従うものとする。
- (4) 契約解除時点で作成済みの成果品（未納入、未完成の成果品を含む）については、甲が認める正当な既履行部分による成果品について、乙は甲の指定する内容に従い速やかに当該成果品を納入する義務を負う。当該成果品の所有権、著作権及び著作者人格権については第 26 条の規定に従うものとする。

(遅延利息)

第 24 条 甲は、乙が前条の規定により委託料を返還しなければならない場合において、これを甲の定める期間に納付しなかったときは、その未納分の額に年 2.5 パーセントの割合で計算した金額を加算することができるものとする。

(損害賠償)

第 25 条 乙は、第 19 条又は第 20 条の規定により契約が解除されたときは、委託料額の 100 分の 10 に相当する額の賠償金を甲に支払わなければならない。

- 2 乙は、その責めに帰すべき理由により委託業務の処理に関し甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 3 委託業務の処理に関して第三者に損害を与えたときは、乙の負担において賠償するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、甲の負担とする。

(不正行為等に対する措置)

第 26 条 甲は、乙が本契約に関して不正行為等を行った疑いがあると認められる場合は、乙に対して内部監査を指示し、その結果を書面で甲に報告させることができるものとする。

- 2 甲は、前項の報告を受けたときは、その内容を詳細に審査し、不正行為等の有無及びその内容を確認するものとする。この場合において、甲が審査のために必要であると認められるとき

は、乙の事業所に立ち入ることができるものとする。

3 甲は、不正行為等の事実が確認できたときは、氏名及び不正行為等の内容を公表することができるものとする。

4 甲は、前各項のほか必要な措置を講じることができるものとする。

(著作権及び著作者人格権)

第 27 条 本契約の成果品の所有権は仕様書に別の定めがない限り、甲に帰属する。

2 本契約の成果品に著作物が含まれる場合、本契約又は仕様書に別段の定めのない限り、乙は、当該著作物（以下「本件著作物」という。）の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。以下同様とする。）を、成果品の納入と同時に、甲に譲渡する。

3 本件著作物には、乙が本契約の履行に際し新たに創作した著作物（以下「新規著作物」という。）に限らず、成果品に乙が本契約締結前より著作権を保有する著作物（以下「既存著作物」という。）又は第三者が著作権を保有する著作物（以下「第三者著作物」という。）が使用される場合におけるこれらの著作物も含むものとする。

4 第 2 項の定めにかかわらず、新規著作物及び既存著作物について、仕様書において乙に著作権が留保されることを当該留保の対象を明示的に指定した上で定めた場合は、乙は当該著作権を留保することができる。

5 前項に基づき著作権が乙に留保される新規著作物及び既存著作物について、乙は、甲に対し、改変を含むあらゆる利用を許諾し、第三者に対して営利目的又は非営利目的を問わず無償で再利用許諾することを許諾する。

6 第 2 項の定めにかかわらず、第三者著作物の著作権譲渡については、仕様書において著作権譲渡の有無を定めた場合は当該仕様書の定めに従うものとする。第三者著作物については、著作権譲渡の有無に応じて、以下の各号のとおりとする。

（1）仕様書に明示的な定めがない場合又は仕様書において著作権を譲渡すると定めた第三者著作物については、乙は、第 2 項に定める著作権譲渡を可能にするために、あらかじめ著作権を保有する第三者から自己の責任と費用負担において著作権を取得しなければならない。

（2）仕様書において著作権を譲渡しないと定めた第三者著作物については、乙は、甲に対し、改変を含むあらゆる利用を許諾し、第三者に対して営利目的又は非営利目的を問わず無償で再利用許諾することを許諾する。乙は、当該甲に対する許諾を可能にするために、あらかじめ著作権を保有する第三者から自己の責任と費用負担において必要な許諾を取得しなければならない。

7 第 5 項及び第 6 項第 2 号の定めにかかわらず、仕様書において甲への著作権譲渡の対象外とする既存著作物及び第三者著作物について、甲から第三者への再利用許諾を許諾することができない事情がある場合は、当該再利用許諾ができない範囲及びその理由を仕様書に明示的に定めた場合にのみ、乙は、当該再利用許諾を許諾しないことができる。乙は、成果品の納入の際には、当該再利用許諾ができない範囲とそれ以外の部分について明確に区別がつくようにしなければならない。

8 本件著作物に関する著作者人格権については、乙は、甲又は甲から許諾を受けて本件著作物を利用する第三者に対して、著作者人格権を行使しない。本件著作物のうち第三者に著作者人格権が帰属する部分がある場合には、乙は、当該第三者との間で、あらかじめ、当該第三者が甲又は甲から許諾を受けて本件著作物を利用する第三者に対して著作者人格権を行使しないことを誓約する旨の条項を含む契約を締結しなければならない。

9 前項の定めにかかわらず、仕様書に、本件著作物のうち乙又は第三者が著作者に該当する部分について、著作者名を表示すべき箇所及び表示すべき著作者名の内容を明示的に定めた場合は、その限度で、甲は成果品の一般公開に際して当該表示を行う。但し、甲は、表示内容及び

方法について、成果品の具体的な利用態様に応じて適切と甲が判断する変更を加えることができる。

- 10 本条に定める権利譲渡、利用許諾及び権利不行使の対価は、委託料に含むものとし、甲は、特段の明示的な定めが無い限り、委託料以外の支払義務を一切負わない。

(秘密の遵守)

第 28 条 乙は、委託業務を実施するに当たり、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

- 2 乙は、この委託業務による個人情報の取扱いについて、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(労働関係法令の遵守及び調査)

第 29 条 乙は、労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

- 2 甲は、本契約の履行に関し必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の実施状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(帳簿等の整備及び保存)

第 30 条 乙は、委託業務に係る経理を明らかにした帳簿、その他の支出の事実を証明する書類を整備しなければならない。

- 2 乙は、委託業務に従事した時間等を明らかにするため、次の各号の帳簿等を日々作成しなければならない。

(1) 委託業務に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等

(2) 前号の者ごとにおいて実際に委託業務に従事した時間を証明するに足る帳簿等

- 3 乙は、前二項の帳簿等を委託業務の終了日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第 31 条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(疑義の協議)

第 32 条 この契約に定めのない事項及び、この契約に定める事項に関する疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(管轄裁判所)

第 33 条 前条の規定による協議が整わない場合など、この契約に関する一切の紛争に関して、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 住 所 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
氏 名 沖縄県知事 玉城 康裕

乙 住 所
氏 名

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(管理及び実施体制)

第4 乙は、個人情報取扱責任者（この契約による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいう。以下同じ。）を明確にし、安全管理上の問題への対応や監督、点検等の個人情報の適正な管理のために必要な措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 乙は、事務従事者（この契約により個人情報を取り扱う事務に従事する者をいう。以下同じ。）を必要最小限の範囲で特定し、特定された事務従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

3 乙は、契約締結後速やかに、個人情報取扱責任者及び事務従事者等の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況等について、書面により甲に報告しなければならない。また、当該事項に変更があった場合も同様とする。

(作業場所の特定・持ち出しの制限)

第5 乙は、この契約により個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所を特定し、あらかじめ、書面により甲に報告しなければならない。また、特定した場所を変更しようとするときも同様とする。

2 乙は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、特定した場所から当該個人情報を持ち出してはならない。

(収集の制限)

第6 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第7 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第 8 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

(事務従事者への周知等)

第 9 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、法により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知するとともに、個人情報の取扱いについて必要かつ適切な監督及び教育をしなければならない。

(派遣労働者)

第 10 乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合において、秘密の保持に係る事項は、第 2 に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第 11 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）については自ら行うものとし、第三者（乙の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、個人情報取扱事務を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託の相手方の監督方法（監督責任者の氏名を含む。）

3 乙は、甲の書面による承諾により、再委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を再委託の相手方に講じさせなければならない。

4 乙は、再委託先の当該再委託に係る事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

5 乙は、個人情報取扱事務を再委託した場合には、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第 12 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、甲の指示に基づいて、返還、廃棄又は消去しなければならない。

- 2 甲の承諾を得て再委託をした場合には、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報記録された資料等を回収するものとする。この場合において、回収した資料等の取扱いは前項に準ずるものとする。
- 3 乙は、前2項の規定により個人情報を廃棄する場合には、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 4 乙は、パソコン等に記録された個人情報を第1項及び第2項の規定により消去する場合には、データ消去用ソフトウェア等を使用し、当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 5 乙は、第1項及び第2項の規定により個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者及び廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を甲に提出しなければならない。
- 6 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

（検査及び報告）

- 第13** 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査することができる。
- 2 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

（事故報告）

- 第14** 乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 乙は、前項の事案が発生した場合（おそれがあるものを含む。次項において同じ。）、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。

（指示及び報告）

- 第15** 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

（契約解除）

- 第16** 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による事務の全部又は一部を解除することができるものとする。
- 2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

（損害賠償）

- 第17** 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。